

第1回  
介護予防・日常生活支援総合事業  
事業者説明会

平成28年8月24日(水)

美作市保健福祉部高齢者福祉課

美作市地域包括支援センター

# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要①

平成27年4月の制度改正において、地域支援事業の内容が見直され、

市町村は「**介護予防・日常生活支援総合事業**」(以下、「**総合事業**」といいます。)

を実施することとされた。(介護保険法第115条の45第1項)

～ 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

## ★要支援者等・・・

掃除や買い物などの生活行為(IADL)の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為(ADL)は自立している方が多い。

多様な生活支援  
ニーズへの対応

有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上へ。

予防給付として提供されている全国一律の  
介護予防訪問介護  
介護予防通所介護

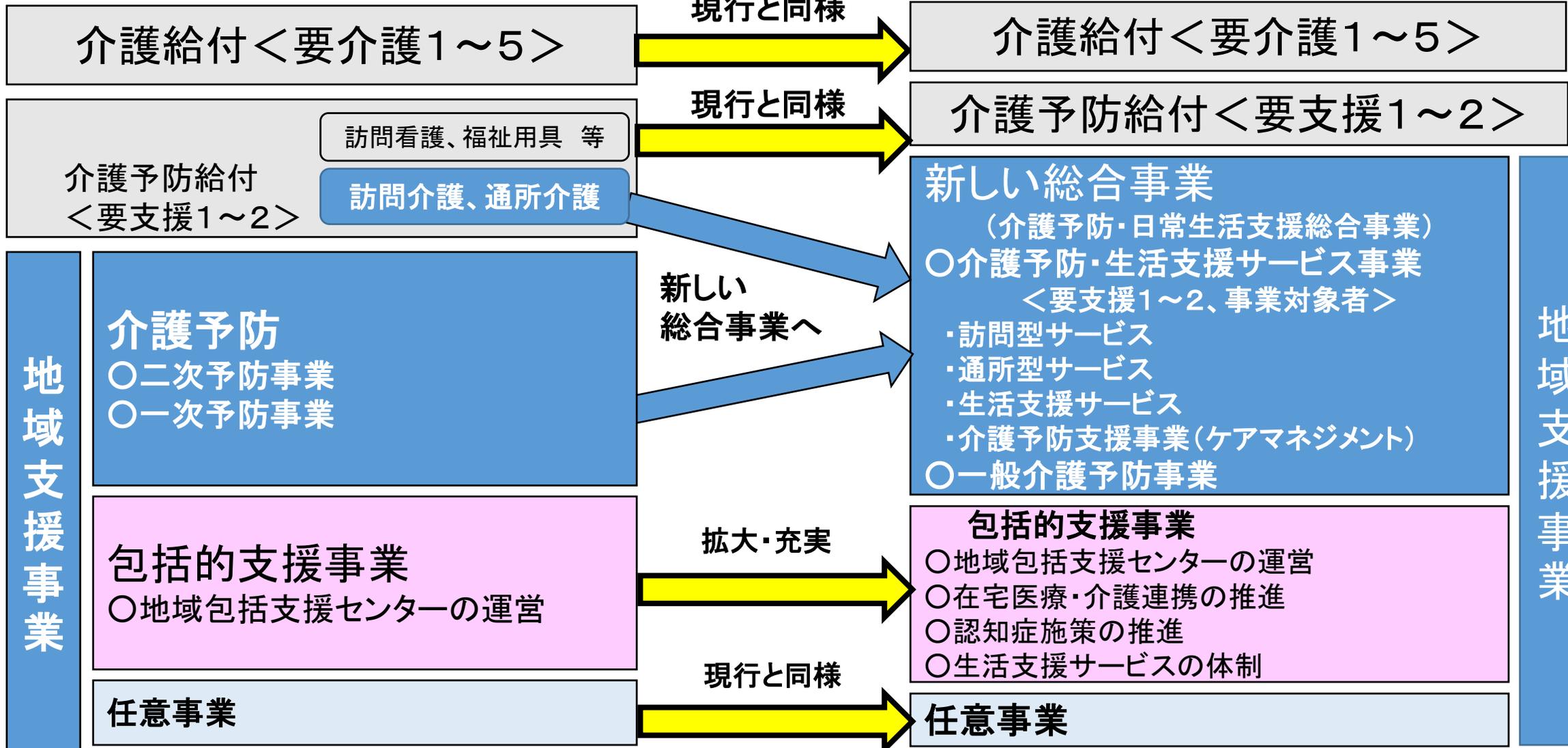
を市町村が実施する **新しい総合事業** へ移行

# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要②

平成28年度

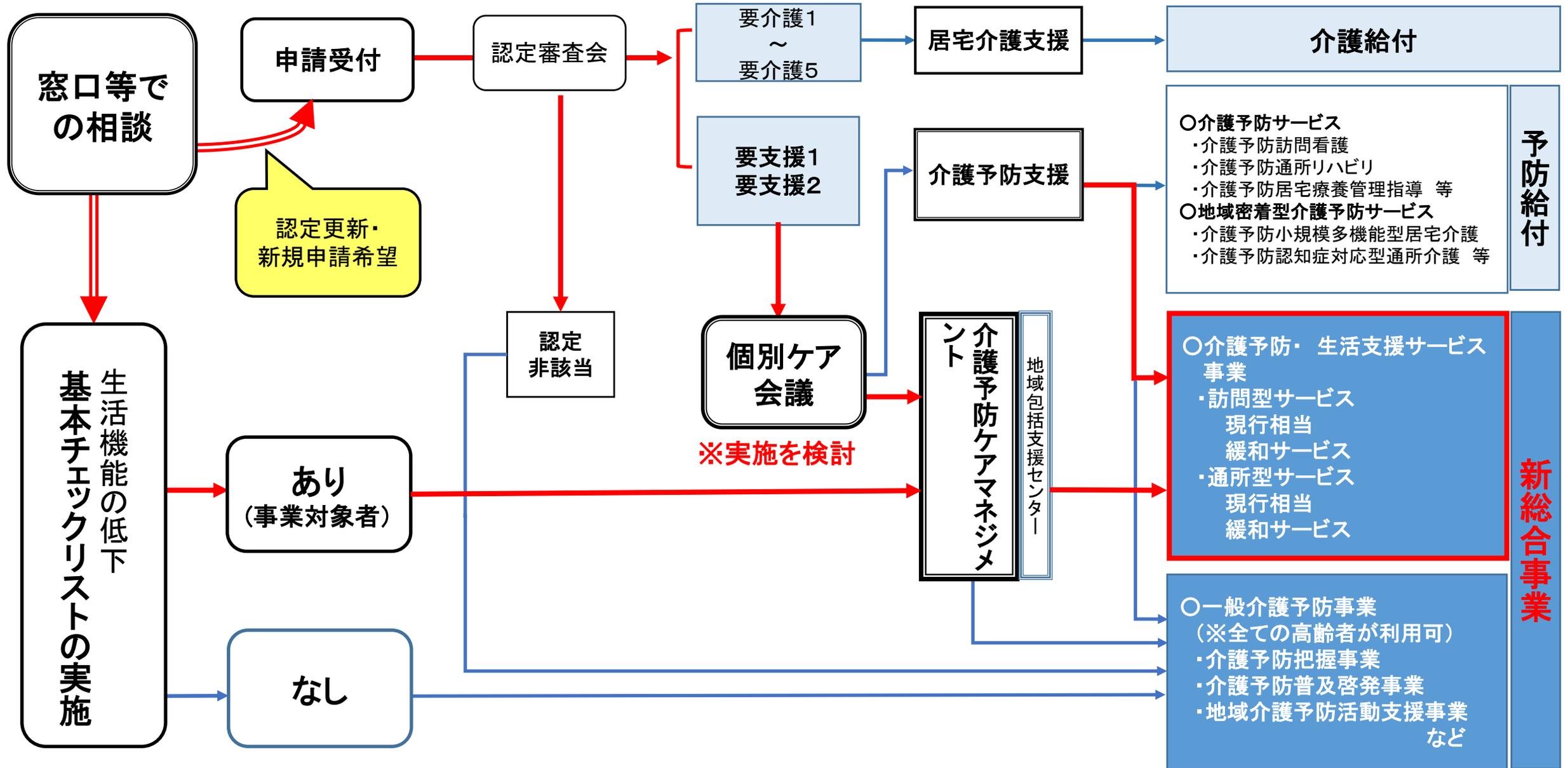
介護保険制度

平成29年度以降



# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要③

<修正後>



# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要④

| サービス種別       | サービス                      | 実施時期                  | 内容  |
|--------------|---------------------------|-----------------------|---|
| 訪問型          | 現行相当サービス(みなし)             | 平成29年4月～<br>(平成30年3月) | 現行介護予防給付相当と同単価、同基準。   |
|              | 緩和した基準(サービスA)             | 平成29年4月から実施予定         | 市独自の緩和した基準  |
| 通所型          | 現行相当サービス(みなし)             | 平成29年4月～<br>(平成30年3月) | 現行介護予防給付相当と同単価、同基準。   |
|              | 緩和した基準(サービスA)             | 平成29年4月から実施予定         | 市独自の緩和した基準  |
| 一般介護<br>予防事業 | 一次予防事業、二次予防事業を区別せず、一体的に実施 | 平成29年4月～              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応や訪問指導、医療機関や地域から得た情報を元に介護予防へつなげる(介護予防把握事業)</li> <li>・健康体操や各種講座・講演の開催、介護予防に関する活動の普及・啓発(介護予防普及啓発事業)</li> <li>・地域での介護予防活動の育成支援。サロン等の集いの場の運営推進(地域介護予防活動支援事業)等</li> </ul> |

# 実施予定の訪問型サービスの概要(案)

| サービス種別        | 現行(予防給付)相当のサービス   | 市独自の基準緩和型サービス                                       |
|---------------|---|---|
| サービス名称        | 介護予防訪問サービス  | 生活援助型訪問サービス   |
| サービス内容        | 現行の介護予防訪問介護のサービスを基準とし、訪問介護員等が身体介護や生活支援サービスを提供。  | 現行の介護予防訪問介護の対象となるサービス行為から身体介護を除いたもの。                |
| 利用ケース         | 既に介護予防訪問介護を利用されている方で、ケアマネジメント上、同等のサービスを継続して利用する必要があると認められるケース。また、ケアマネジメントにおいて、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース。 | ケアマネジメントにおいて、専門的なサービスを要せず、自立支援に資するサービスが必要と認められるケース。 |
| 事業の実施方法       | 事業所指定   | 事業所指定を予定  |
| 報酬単価          | 介護予防訪問介護における報酬と同等   | サービス内容に応じて市で設定<br>※介護予防訪問介護の報酬以下に設定                 |
| 限度額管理の有無      | 有(国保連で管理)   | 有(国保連で管理)を予定  |
| サービス提供者への支払方法 | 国保連経由で審査・支払   | 国保連経由で審査・支払を予定                                      |

# 実施予定の訪問型サービスの基準(案)

| サービス種別 | 現行(予防給付)相当のサービス  | 市独自の基準緩和型サービス   |
|--------|--|---|
| 人員     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理者<br/>常勤・専従1以上<br/>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</li> <li>■ 訪問介護員等<br/>常勤換算2.5以上<br/>＜資格要件＞介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</li> <li>■ サービス提供責任者<br/>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上<br/>＜資格要件＞介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理者<br/>専従1以上<br/>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</li> <li>■ 従事者<br/>1以上必要数<br/>＜資格要件＞介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、<u>市が定める研修を修了した者</u></li> <li>■ 訪問事業責任者<br/>従事者のうち1以上(現行相当サービス等と一体的に行う場合、サービス提供責任者と兼務可)<br/>＜資格要件＞従事者に同じ</li> </ul> |
| 設備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>■ 必要な設備、備品</li> </ul>   |   |
| 運営     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別サービス計画の作成</li> <li>■ 運営規定等の説明・同意</li> <li>■ 提供拒否の禁止</li> <li>■ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>■ 秘密保持等</li> <li>■ 事故発生時の対応</li> <li>■ 廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul>  |   |

# 実施予定の訪問型サービスの報酬(案)

| サービス種別 | 現行(予防給付)相当のサービス   | 市独自の基準緩和型サービス  |
|--------|---|--|
| 算定単位   | 月／1回当たりの報酬単価  | 1回当たりの報酬単価   |
| 報酬等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■訪問Ⅰ：週1回程度<br/>月1,168単位(11,680円) ※1回266単位</li> <li>■訪問Ⅱ：週2回程度<br/>月2,335単位(23,350円) ※1回270単位</li> <li>■訪問Ⅲ：週2回を超える程度<br/>月3,704単位(37,040円) ※1回285単位</li> </ul> ※1回あたりの単価は、原則使用しない。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■20分～45分 ※1回183単位</li> <li>■45分以上～ ※1回225単位</li> </ul> ※週2回まで利用可能 |
| 加算     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■初回加算</li> <li>■生活機能向上連携加算</li> <li>■介護職員処遇改善加算</li> </ul> ※介護予防訪問介護に係る加算と同様   | 設定しない  |
| 対象     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■訪問Ⅰ：要支援1・2、事業対象者</li> <li>■訪問Ⅱ：要支援1・2、事業対象者</li> <li>■訪問Ⅲ：要支援2</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■週1回利用：要支援1・2、事業対象者</li> <li>■週2回利用：要支援1・2、事業対象者</li> </ul>       |
| 利用者負担  | 介護給付の利用者負担割合(報酬の1割。ただし、一定以上所得のある利用者は2割)   |  |

# 実施予定の通所型サービスの概要(案)

| サービス種別        | 現行(予防給付)相当のサービス   | 市独自の基準緩和型サービス  |
|---------------|---|--|
| サービス名称        | 介護予防通所サービス  | 生活援助型通所サービス  |
| サービス内容        | 入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援、及び機能訓練(介護予防通所介護と同様)   | 体操やレクリエーション等による、サービスを中心として提供。<br>1回あたり3時間以上。   |
| 利用ケース         | 既にサービスを利用されている方で、ケアマネジメント上、同等のサービスを継続して利用する必要があると認められるケース。<br>また、ケアマネジメントにおいて、専門職の指導を受けながら、入浴、排泄、食事等の介助が必要なケース。 | ケアマネジメントにおいて、専門職による支援等の必要性が低く、入浴、排泄、食事等の介助が不要で、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービスが必要と認められるケース。 |
| 事業の実施方法       | 事業所指定   | 事業所指定を予定   |
| 報酬単価          | 介護予防通所介護における報酬と同等   | サービス内容に応じて市で設定<br>※介護予防通所介護の報酬以下に設定  |
| 限度額管理の有無      | 有(国保連で管理)   | 有(国保連で管理)を予定   |
| サービス提供者への支払方法 | 国保連経由で審査・支払   | 国保連経由で審査・支払を予定   |

# 実施予定の通所型サービスの基準(案)①

| サービス種別 | 現行(予防給付)相当のサービス  | 市独自の基準緩和型サービス   |
|--------|--|---|
| 人員     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■管理者 常勤専従1以上<br/>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</li> <li>■生活相談員 専従1以上(提供日ごと)</li> <li>■看護職員 専従1以上(10人以下は不要)</li> <li>■介護職員 ~15人:専従1以上<br/>15人~:利用者1名に専従0.2以上<br/>※生活相談員または介護職員の1以上は常勤<br/>(10人以下は、生活相談員、介護職員又は看護職員のうち、1人以上は常勤)</li> <li>■機能訓練指導員 1以上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■管理者 専従1以上<br/>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に兼務可能。</li> <li>■介護職員 ~15人:1以上<br/>15人~:利用者1名につき専従0.1以上</li> </ul> <p>&lt;資格&gt;<br/>管理者又は介護職員が、介護予防運動指導員養成事業受講対象者であること。</p> |
| 設備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>■静養室・相談室・事務室</li> <li>■消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>■必要なその他の設備・備品</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>■消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>■必要なその他の設備・備品</li> </ul>   |
| 運営     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■個別サービス計画の作成</li> <li>■重要事項等の説明・同意</li> <li>■提供拒否の禁止</li> <li>■従事者の清潔の保持</li> <li>■健康状態の管理</li> <li>■秘密保持等</li> <li>■事故発生時の対応</li> <li>■廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul>  |   |

# 実施予定の通所型サービスの基準(案)②

## サービスの一体的提供

通所介護サービス(介護給付)や現行相当サービス(総合事業)と市独自基準緩和型サービス(総合事業)とを一体的に提供することは可能。

必ずしも場所を分ける必要はありませんが、プログラム内容は区分するなど、各サービス利用者の処遇に影響がないよう配慮する必要があります。

## 一体的に提供する場合の人員基準の例

### ★通所介護と現行相当サービスを一体的に運営する場合

- 従来の通所介護と介護予防通所介護を一体的に実施する場合と同様
- 利用定員は、通所介護利用者と現行相当サービス利用者との合算で定める。

### ★通所介護と現行相当サービス、市独自基準緩和型サービスを一体的に運営する場合

- 通所介護と現行相当サービスの配置に加え、市独自基準緩和型サービスに必要な配置。
- 利用定員は、通所介護利用者と現行相当サービスの利用者、市独自基準緩和型サービス利用者で別に定める。

# 実施予定の通所型サービスの報酬(案)

| サービス種別 | 現行(予防給付)相当のサービス  | 市独自の基準緩和型サービス  |
|--------|--|--|
| 算定単位   | 月／1回当たりの報酬単価   | 1回当たりの報酬単価   |
| 報酬     | <p>■通所Ⅰ：週1回程度<br/>月1,647単位(16,470円) ※1回／378単位</p> <p>■通所Ⅱ：週2回程度<br/>月3,377単位(33,770円) ※1回／389単位</p> <p>※1回あたりの単価は原則使用しない。</p>  | <p>■1回／310単位</p> <p>週2回まで利用可<br/>※送迎を含むが、送迎をしないことでの減算は行わない</p> |
| 加算     | <p>■生活機能向上グループ活動加算 ■運動機能向上加算 ■栄養改善加算 ■口腔機能向上加算</p> <p>■事業所評価加算 ■サービス提供体制強化加算</p> <p>■介護職員処遇改善加算 等</p> <p>※介護予防通所介護に係る加算と同様</p> | 設定しない予定  |
| 対象     | <p>■通所Ⅰ：要支援1・2、事業対象者</p> <p>■通所Ⅱ：要支援2</p>  | <p>■週1回：要支援1・2、事業対象者</p> <p>■週2回：要支援2</p>                      |
| 利用者負担  | 介護給付の利用者負担割合(報酬の1割。ただし、一定以上所得のある利用者は2割)  |  |

# 支給限度額・利用者負担割合について

総合事業のサービス分と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理が行われます。また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護(介護予防)サービス費相当事業を実施します。

| 区分         | 支給限度額      |
|------------|------------|
| 要支援1、事業対象者 | 5,003単位/月  |
| 要支援2       | 10,473単位/月 |

○指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。

○基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援1の利用限度額と同じとします。

# 事業者指定等の基本方針①

## 前提条件(平成29年4月時点)

美作市における介護予防・生活支援サービス事業の事業者にあたっては、介護予防訪問(通所)介護の指定を受ける必要があります。

## 指定申請

**※指定を受けた時期により異なります**

| 指定時期                                  | 国基準(予防給付)<br>相当サービス | 市独自の基準緩和型サービス |
|---------------------------------------|---------------------|---------------|
| 平成27年3月31日時点で介護予防訪問(通所)介護の指定を受けている事業所 | 申請不要<br>★みなし指定      | 申請必要          |
| 平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業所    | 申請必要                | 申請必要          |

## 事業者指定の基本方針②

### ★みなし指定について(介護保険法改正法附則第13条)

総合事業に移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業(国基準相当サービス)による指定事業者の指定を受けているとみなす。



平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者は、みなし指定の適用を受けないため、別途、美作市へ国基準相当サービスの指定申請が必要です。

### みなし指定の有効期間

**平成27年4月から平成30年3月末日まで**

平成30年4月以降、国基準(予防給付)相当サービスの提供を行う場合は、更新の手続きを行う必要があります。

# 介護予防マネジメントについて①

## 介護予防ケアマネジメント概要

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援するものです。

地域包括支援センターは、介護予防支援と同様に業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することも可能です。

| 類型                | サービス                 | 対象者           | 委託 | 開始月                  | 2月目   | 3月目   |
|-------------------|----------------------|---------------|----|----------------------|-------|-------|
| マネジメントA<br>(原則的)  | 現行相当サービス<br>市独自サービス  | 要支援者<br>事業対象者 | 可  | 430単位 +<br>初回加算300単位 | 430単位 | 430単位 |
| マネジメントB<br>(簡略化)  | 指定事業所以外の<br>多様なサービス等 | 今後必要に応じて設定を検討 |    |                      |       |       |
| マネジメントC<br>(初回のみ) | 一般介護予防事業<br>等        | 要支援者<br>事業対象者 | 不可 | —                    | なし    | なし    |

★介護予防ケアマネジメントの業務を委託した場合の委託料については、従来と同様に報酬額と同等額とすることを想定しています。

## 介護予防マネジメントについて②

### 介護予防ケアマネジメントの実施主体等

※赤字は修正箇所です。

- 要支援者に対する介護予防ケアマネジメントは、従来の介護予防支援と同様に、業務を指定居宅介護支援事業所へ委託できることとします。
- 基本チェックリストにより事業対象者と判断された方の介護予防ケアマネジメントは、初回は地域包括支援センターで実施します。一定期間の利用(概ね3か月)後のケアプランの継続、変更の時点以後は、業務を居宅介護支援事業所へ委託できることとします。
  - ※ 要支援者が認定有効期間満了後に更新の認定申請を行わず、基本チェックリストにより事業対象者となった場合は、**指定居宅介護支援事業所**に委託できることとします。
- ケアマネジメントCについては、地域資源の実情を十分に把握して利用者に情報提供することが必要なことから、地域包括支援センターで実施します(委託は行いません)。

### 個別ケア会議の実施について(検討中)

総合事業に移行後の利用者について、自立支援及びケアマネジメントの質の向上のため、ケアプラン原案の検討を行う、個別ケア会議の実施を検討中。(他の給付サービスである、訪問看護、福祉用具等を併せて利用する場合や、難病等で専門的なサービスの利用が必要であるものを除く予定)

※個別ケア会議の構成員については、リハ職等の専門職、地域包括、担当ケアマネージャー、保険者等を想定。

### ◆事業開始年月日

**平成29年4月1日**

※現行の訪問・通所介護利用者は、平成29年3月31日で認定期間が切れる方から、**平成29年度中の認定更新タイミングにより**、順次新総合事業への移行を予定しています。

それまでは、現在の介護保険の予防給付でのサービス提供となります。（請求コードも予防給付での請求となります。）

※移行後のサービスコードは、サービス内容の確定後にお示しします。

## 予防給付から総合事業への移行②

### 各書類の整備

介護予防訪問／通所介護(予防給付)から介護予防・生活支援サービス(総合事業)への移行にあたり、指定事業者は次の書類について適宜整備が必要。

※運営規定、契約書、重要事項説明書、その他サービス提供に係る書類

### 契約書等の取り扱い(利用者への対応)

要支援者の利用者(既利用者)に対し、介護予防訪問／通所介護から引き続き国基準相当サービス(予防訪問／通所サービス)を提供する場合は、利用者及び家族に対し、予防給付から総合事業へ移行した旨の説明を行い、契約書等の変更に係る同意書を作成し、同意を得たうえでサービスの提供を開始する必要があります。

既利用者に対し、介護予防訪問(通所)介護から市独自の基準緩和型サービスを提供する場合は、新規契約を取り交わす必要があります。